

山形県

平成 20 年 10 月 31 日
山 形 県

コイヘルペスウイルス(KHV)病の検査結果について

10 月 29 日に県の一次診断で KHV 陽性であった村山市の個人池のコイは、10 月 31 日に独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所で KHV 陽性と確定されました。

確定診断結果

村山市の個人池（ニシキゴイ） 3 検体中 3 検体で陽性

平成20年10月30日

担当課	水産振興課
内線	4134
直通	092-643-3563
担当者	林、石田、福澄

コイヘルペスウイルス（KHV）病に関する情報

1 概要

- 10月15日に養殖業者からコイの検査依頼があり、水産海洋技術センターでKHV病の一次検査（ウイルス検査）を実施したところ、陽性反応が確認されました。
- 引き続き、独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所にて確定診断を実施したところ、下記のとおりKHV病であることが確定したのでお知らせします。

検査依頼日	場所	一次検査結果 (10月24日)	確定診断結果 (10月28日)
10月15日	北九州市八幡西区の鯉養殖場	30尾中2尾陽性	2尾中2尾陽性

2 県の対応

養殖場での対応

- 養殖業者には、10月24日に一次検査で陽性が確認されたので、コイの移動自粛を指導。
- KHV病のまん延防止のため、本日（30日）、持続的養殖生産確保法に基づくコイの移動禁止、処分等の命令を行った。
命令の内容：発生池のコイの移動禁止、焼却処分、施設等の消毒（11月20日まで）
発生養殖場の他の池のコイの移動禁止（来年6月30日まで）

その他の対応

- 県民に対しKHV病に関する知識を周知するため、県ホームページ等で「本病の正しい知識」、「食品としての安全性」や「まん延防止に関する規制」などの情報を提供。
※県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）の分類メニュー「しごと・産業・まちづくり」、「水産業」、「水産情報」に掲載
- 河川等でのまん延を防止するため、平成20年3月にコイ放流規制に関する内水面漁場管理委員会指示を発動済。

- コイヘルペスウイルス病はコイ特有の病気で、他の魚や人には感染しません。
- 仮に感染したコイを万食べても、人体には全く影響がありません。